

船舶事故等調査報告書

平成27年8月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014門第78号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年7月16日 02時10分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市名島 <sup>なしま</sup> 西方沖 名島灯台から真方位270°550m付近 (概位 北緯33°44.08' 東経129°51.15')
事故等調査の経過	平成26年7月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 <sup>いちえい</sup> 一栄丸、7.9トン KM2-3873（漁船登録番号）、個人所有 第293-23081号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	プロペラ翼に欠損
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、名島西方沖において、はえ縄漁の操業を行い、船長が、船首部で揚縄機を操作しながら、リモコンを使用して手動操舵により操船を行っていた。 船長は、風と潮流の影響で本船が浅瀬に向けて圧流されていたが、それほど浅瀬に接近していると思わずに揚縄作業中、平成26年7月16日02時10分ごろ、名島西方沖の浅瀬に船尾部が乗り揚げた。 本船は、プロペラが浅瀬に接触してクラッチが入った状態で機関が停止し、船長が機関を始動しようとしたができず、錨を入れ、海上保安庁に救助を要請した。 本船は、錨を入れた後、クラッチを中立に戻して機関を始動し、巡視艇に伴走されて佐賀県唐津市呼子漁港に帰った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約2m、潮汐 低潮時、潮流 西流約3ノット
その他の事項	本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約1.2mであった。 船長は、操業中、レーダー及び魚群探知機のスイッチを切っていたが、GPSプロッターを作動させていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、名島西方沖において、はえ縄漁の揚縄作業中、風と潮流の

	<p>影響で名島西方沖の浅瀬に向けて圧流されていたが、船長が、それほど同浅瀬に接近していると思わず、船位の確認を適切に行っていなかったことから、名島西方沖の浅瀬に接近していることに気付かずに揚縄作業を続け、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、名島西方沖において、はえ縄漁の揚縄作業中、船長が、船位の確認を適切に行っていなかったため、名島西方沖の浅瀬に接近していることに気付かずに揚縄作業を続け、同浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・GPSプロッターを活用して、船位の確認を行うこと。</li></ul>